

事務局の組織及び運営に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人京都社会福祉士会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 事務局は、定款第2条に定める事務所の中に置く。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、理事会の決定により、他の場所に臨時の事務局を置くことができる。

(開設日及び時間)

第3条 事務局は、月曜日から金曜日までの毎日午前10時から午後5時までの間、業務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日は休業日とする。

- (1) 国民の祝日及び振替休日
- (2) 年末年始の休日及び夏季の休日。

(所掌事務)

第4条 事務局は以下の各号に定める事務処理をする。

- (1) 本会の役職員及び機関に関する事務
- (2) 本会会員の管理に関する事務
- (3) 本会の内部組織との連絡調整に関する事務
- (4) 本会の文書及び公印の管理に関する事務
- (5) 本会の会計及び契約並びに資産の管理に関する義務
- (6) 事務所の維持管理に関する事務
- (7) 登記に関する事務
- (8) その他の庶務

2 事務局は、前号各号に定める事務の他、ニュースの発行、資料の作成その他必要な事務を行う。

(事務局長)

第5条 事務局長は、理事会の同意を経て、原則として理事の中から本会会長が委嘱する。

2 事務局長は、本会会長の命を受けて事務局を統括する。

(事務局長代理)

第6条 本会会長が必要と認めた場合に、事務局長代理を置くことができる。

2 事務局長代理は、理事会の同意を経て、理事の中から本会会長が委嘱する。

3 事務局長代理は、本会会長が定めた範囲で、事務局長の職務を代行する。

(職員)

第7条 事務局運営のために事務局に職員を置く。

2 職員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務を分掌する。

(事務局次長)

第8条 本会会長が必要と認めるときは、事務局次長を置くことができる。

2 事務局次長は職員の中から本会会長が任命する。

3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長の命を受けて日常業務を掌理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるほか、事務局の運営に関する必要な事項は、本会会長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規則を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2013年4月1日より施行する。